

業務連絡

2020年 1月 31日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.10

「新幹線乗務員室内における全日警警備員の使用方法」に関する申し入れ

11月1日より、新幹線車内を警備巡回する「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を飲料補給等のため使用できるようになった。

しかし、1号車及び16号車乗務員室を使用するにあたり各乗務員（運転士・車掌）への許可をとることなく無断で使用することは、不審者侵入等のセキュリティ対策及び新幹線の安全上問題があると考えます。

以下、会社からの回答。

1. 11月1日より、新幹線車内を警備巡回する「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を飲料補給等のため使用するようになった経過を明らかにすること。

【会社回答】

これまでも、8号車山側乗務員室や10号車業務用室を、警備員が巡回時期の調整や給水できる場所としてきたが、お客様の利用や業務上での乗務員の使用が多いことから、新たに1号車及び16号車の乗務員室を使用しても良いこととした。

2. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用するにあたり各乗務員（運転士・車掌）への許可を取ることなく無断で使用することは、安全上問題があると考えます。会社の考えを明らかにすること。

【会社回答】

警備員は新幹線車内のセキュリティを守る一員であり、安全上問題があるとは考えていない。

3. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用する場合は、各乗務員（運転士・車掌）への許可を得てから使用すること。

【会社回答】

会社が許可しており、その必要はない。

4. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用する場合は、乗務員室の鎖錠確認を徹底させること。

【会社回答】

乗務員室に限らず、施錠確認を行うよう徹底している。

以上